

市町村等防災イベント出展運営業務 委託仕様書

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託業者（以下「乙」という。）に委託する「市町村等防災イベント出展運営業務」を委託するため、以下により必要な事項を定める。

1 目的

本県では、災害が頻発化・激甚化していることから、県民の防災意識の向上を図るため、市町村等が主催する防災イベントに出展し、災害の「自分事化」を促進させ、日頃からの備えや、自分に合った適切な避難行動について考える「マイ避難」の実践に向け、広く防災啓発を実施することを目的とする。

2 業務の概要

本業務では、市町村等が主催する防災イベントへの出展に際し、以下により実施する。

(1) 実施時期（契約期間）

契約締結日から令和7年3月31日まで

(2) 実施回数

20回（日）程度

(3) 出展項目

- ・福島県防災VR体験
- ・福島県防災アプリ体験（防災アプリの機能説明を含む。）
- ・マイ避難シート作成体験

3 業務の内容

(1) 出展イベントの選定

出展イベントの選定については、甲が市町村等の主催者と協議し決定の上、乙に報告するものとする。

(2) 出展相手方との調整

出展相手方との調整（当日運営等）については、乙が市町村等の主催者と協議・整理し、甲に報告の上、甲の判断に基づき出展の運営を行わなければならない。

(3) 準備物

準備物については、乙が以下の物品を準備しなければならない。

- ・タブレット等（インターネット環境含む） 6台以上
- ・その他甲の指示による物品（消耗品等） 一式

(4) 運営の人員体制

運営の人員体制について、乙は2人以上で実施しなければならない。

(5) 出展会場の設営

出展会場の設営は、乙が行わなければならない。

(6) 出展内容

出展内容については、甲が乙に事前説明を行うものとする。

乙は、甲の事前説明に基づき、以下の内容により運営を行わなければならない。

また、下記②③の「福島県防災アプリ」のダウンロードを促すにあたり、必要に応じて甲が景品を準備するものとする。

①福島県防災VR体験

YouTube福島県公式チャンネルに掲載された「福島県防災VR」について、タブレット等でYouTubeアプリによりVR体験を行う。

■福島県防災VR「地震・津波編」

<https://www.youtube.com/watch?v=gsXVLLhLE4>

■福島県防災VR「水害・土砂災害編」

<https://www.youtube.com/watch?v=fBHLFxRcq-A&t=27s>

■(参考)特設サイト

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/bousaiVR/>

②福島県防災アプリ体験

「福島県防災アプリ」のダウンロードを促し、各種機能（プッシュ通知、ハザードマップ等）の利便性を説明の上、アプリ体験を行う。

■App Store

<https://apps.apple.com/jp/app/id6479240188?mt=8>

■Google Play

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.lg.fukushima.pref.bousai>

③マイ避難シート作成体験

「ふくしまマイ避難ノート」に記載の「マイ避難シート」について、「福島県防災アプリ」又は「紙媒体」で以下により体験を行う。

■福島県HP（ふくしまマイ避難ノート）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/my-hinan.html>

【マイ避難シート作成体験の主な流れ】

ア 災害リスクの確認（ハザードマップ）

イ 避難のタイミングを検討・決定（警戒レベル）

ウ とるべき行動の検討・決定（適切な避難行動、家族等の役割分担）

(7) 出展会場の撤去

出展会場の撤去は、乙が行わなければならない。

(8) 実施報告書の作成

乙は、出展イベント全体の参加者数（概数可）、出展内容の体験者数、実施状況写真、その他甲が指示する事項について、運營業務の実施状況を電子データで記録し、甲に実施内容を報告しなければならない。

また、実施報告書の仕様は、上質紙のA4判（図・写真等はカラー）とする。

4 提出書類

(1) 提出書類・部数

No.	提出書類	部数	提出期限
1	着手届	1部	契約締結後すみやかに提出
2	完了届	1部	業務完了後すみやかに提出
3	実施報告書	1部	業務完了後すみやかに提出
4	その他甲が必要と判断した書類	1部	別途協議して定めた日に提出

(2) 検収条件

実施内容について、甲は実施報告書により本仕様書に定めた業務内容の履行を確認するものとし、これが認められたことをもって検収とする。

(3) 提出場所

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県危機管理部危機管理課

（福島県県庁 北庁舎3階内）

5 その他

ア 乙は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定める事項を確実に実施しなければならない。

イ 乙は、契約後速やかに責任者を選任し、発注者へ報告しなければならない。なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任し、甲と協議の上、決定しなければならない。

ウ 乙は、業務の過程において甲から指示された事案については、迅速かつ的確に対処し、実施しなければならない。

エ 乙は、随時甲と打ち合わせ（両者合意の上で、状況に応じて、メールや電話等でも可）を行い、業務の進捗や作業の内容を具体的に報告し、甲の承認を得なければならない。

オ 乙は、本業務を履行するにあたり、甲との連絡を密にすることとし、疑

義が生じた場合には、甲と協議し、解決を図らなければならない。

カ 本仕様書に記載のない事項は、甲乙により協議の上、決定するものとする。なお、災害の発生や、感染症の感染状況等により、現地開催が困難となった場合は、開催方法の変更について甲乙により協議を行うものとする。